

岩手県告示第632号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院である。

平成26年9月5日

岩手県知事 達 増 拓 也

病院の名称	所在地	救急病院として効力を有する期限
南昌病院	紫波郡矢巾町大字広宮沢第1地割2番地181	平成29年8月31日